

徳島県賃上げ応援金プラス

設備投資等の**生産性の向上に取り組み、賃上げを行う**「中小・小規模事業者」を支援します！

対象者：事業場内最低賃金を30円以上の引き上げを行う中小・小規模事業者

補助内容：生産性向上に資する設備投資等の費用など

上乘せコース(国助成の上乗せ)

<対象要件>

- 令和5年4月1日以降に徳島労働局に国の「業務改善助成金」の交付申請を行い、**令和6年2月28日までに確定通知を受けていること**等

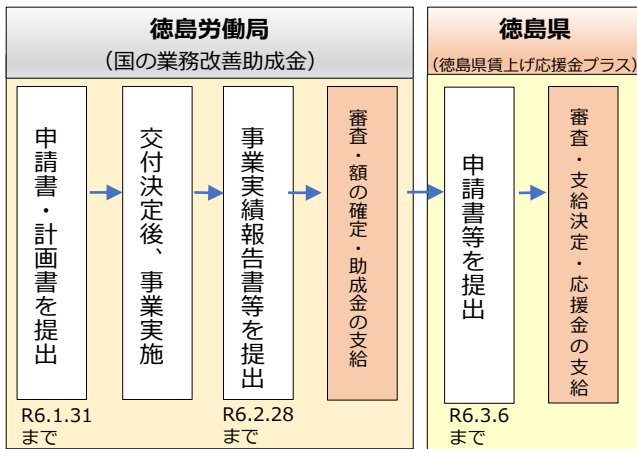
※国の「業務改善助成金」についての詳細は、右のQRコードからご確認ください。



<助成率>

- 設備投資等の額の「1/10」
※上限あり（国助成金上限額の1/10）

<上乘せコース 申請の流れ>



拡大コース(県単独の支援)

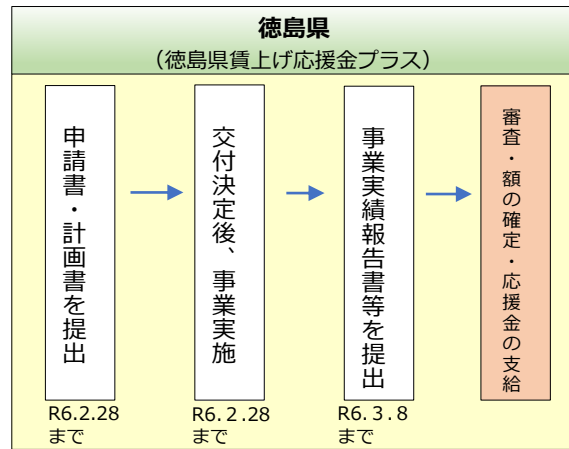
<対象要件>

- 県内の事業場において、事業場内最低賃金が「**1,000円以下**」で、地域別最低賃金との差が「**51円以上**」であること
※徳島県の地域別最低賃金（R5.10.1～）：896円
- 令和5年10月10日から令和6年2月28日の間に県内事業場で「**30円以上**」の賃金引き上げを行い、**生産性向上に資する設備投資等を行うこと**等
※事業場規模50人未満は、令和5年4月1日から12月31日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引き上げ後の申請も可能

<助成率>

- 設備投資額の「3/4～9/10」
※上限あり（賃金引き上げ額・人数により変動）
※裏面参照

<拡大コース 申請の流れ>



申請方法

「上乘せコース」は**令和6年3月6日【必着】**までに、「拡大コース」は**令和6年2月28日【必着】**までに、申請書類を徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課に提出してください。

※予算の範囲内で交付するため、申請期限内に募集を終了する場合があります。

徳島県賃上げ応援金プラスに関するお問い合わせ

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課 働き方改革担当

MAIL：roudoukoyousenryakuka@pref.tokushima.jp

詳細は徳島県
ホームページを
ご確認ください



TEL：088-621-2346

FAX：088-621-2852

徳島県賃上げ応援金プラス(拡大コース)の助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業上内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
		4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2~3人	70万円	110万円
		4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2~3人	150万円	240万円
		4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者（右記）が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。
(なお、②・③に該当する場合は、補助対象経費の拡充も受けられます。)

①賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
②生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③物価高騰等要件	原材料費の高騰など、社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

補助対象経費の例

機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮